

長崎県文化団体協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、長崎県文化団体協議会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課におく。

(目 的)

第3条 この会は、長崎県における芸術文化団体相互の連絡調整をはかり、文化活動を促進して県民文化の向上を期することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内芸術文化団体相互の連絡調整
- (2) 構成団体の事業の推進、援助
- (3) 芸術文化事業の企画と実施
- (4) 関係資料の収集調査研究
- (5) その他必要な事業

(事業年度)

第5条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、翌年5月31日までを出納整理期間とする。

(会計)

第6条 この会の経費は、会費、補助金、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてゐる。

(構成)

第7条 この会は、次条に定める会員をもって構成する。

2 この会に、総会及び委員会をおく。

(会員)

第8条 この会に、次の会員を置く。

- (1) 会員 この会の目的に賛同して入会した、県内に所在する次の団体又は個人
 - ア 市町を単位とする総合的文化団体等（旧町文化協会を含む）
 - イ 法人又は県域で活動する分野別の文化芸術団体
 - ウ その他県内で活動実績のある文化芸術団体又は個人（長崎県新人演奏会出演者等）
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、その事業を応援する個人、法人及び団体

(会員の資格の取得)

第9条 この会の会員になろうとする者は、別に定める様式により申し込みをし、会長の承認を受けなければならない。

2 事務局は、新たに加入した団体及び個人を、総会で報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 この会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員・賛助会員は、会員になったとき及び毎年、別表1に定める会費を負担するものとする。

(退会)

第11条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、年度途中の退会者への会費返還は行わない。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

(1) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(2) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 理由なく2年以上会費を滞納したとき

(2) 当該会員が死亡し、又は団体が解散したとき

(役員及び職員)

第14条 この会に次の役員及び職員をおく。

1. 会長 2. 副会長 若干名 3. 委員 若干名 4. 監事 2名

5. 事務局長 1名 6. 事務局次長 1名 7. 書記 若干名

(選出の方法)

第15条 会長、副会長及び監事は総会で選出する。

2 委員は、総会において互選する。

会長は、必要に応じ学識経験者、関係行政機関職員等を委員に嘱託することができる。

3 事務局長、事務局次長及び書記は会長が委嘱する。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を防げない。ただし、補欠の役員は前任者の残任期間とする。

(任 務)

第 17 条 会長は会務を総理し、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 委員は、委員会を構成し、重要な事項を審議する。
- 4 監事は会計を監査する。
- 5 事務局長は、会務を処理する。
- 6 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはこれを代行する。
- 7 書記は会務に従事する。

(顧 問)

第 18 条 この会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は委員会で推せんし、会長が委嘱する。
- 3 顧問は重要な会務につき、会長の諮問に応ずる。

(総 会)

第 19 条 総会は年 1 回以上とし、会長が招集する。

- 2 総会は、この会の方針、予算、決算、会則の改廃、その他の重要事項を審議決定する。
- 3 総会の議事については、特別の事情がある場合、書面による決議とすることができる。

(委員会)

第 20 条 委員会は必要に応じて会長が招集する。ただし、委員会は会長が総会を招集するいとまがないと認めるとき、総会に代わって総会議決事項を議決できる。

(附 則)

1. この会則は、昭和 3 8 年 1 月 2 5 日から施行する。
2. この会則は、昭和 4 6 年 6 月 7 日から改正施行する。
3. この会則は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から改正施行する。
4. この会則は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から改正施行する。
5. この会則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から改正施行する。
6. この会則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から改正施行する。
7. この会則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から改正施行する。
8. この会則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から改正施行する。
9. この会則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 1 0. この会則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 1 1. この会則は、平成 2 8 年 6 月 2 3 日から改正施行する。
- 1 2. この会則は、令和 2 年 7 月 1 日から改正施行する。
- 1 3. この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 1 4. この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表 1

団体種別	会費
市団体	20,000 円
町団体（合併前の旧町を含む）	10,000 円
文化芸術団体	
法人及び県域で活動する団体	30,000 円
その他（会員 40 名以上）	20,000 円
〃（会員 15 名以上 40 名未満）	10,000 円
〃（会員 15 名未満）	5,000 円
個人	2,000 円
賛助会員（一口）	個人 10,000 円 団体 20,000 円

※高校生以下は無料とする。